

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本県を訪れる観光客の約8割が自家用車を利用していることから、ドライブ客の利便性・快適性の向上による本県への誘客及び県内観光地の周遊促進を図るため、県内の高速道路が定額で乗り放題となるドライブプランを実施する。 また、ドライブプランの内容や本県の魅力を紹介するパンフレットの作成、サービスエリア等での配架によるPRを実施する。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 本業務で行う高速道路が定額で乗降自由となるドライブプランの造成及び管理業務を包括的に行うことが可能な事業者は、対象エリアの高速道路管理会社である中日本高速道路(株)のみである。 また、ドライブプランの販売に併せて、サービスエリアでのパンフレット配架等PRを包括的に実施できるのは同社のみである。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。